

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年9月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900030号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900004号

第1 結論

昭和57年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から昭和61年3月まで

国民年金の加入手続は行っていないが、昭和56年4月から国民年金保険料の納付書が送付されてきた。

昭和56年度の国民年金保険料は納付しなかったが、翌年の昭和57年4月以後は、送付された納付書により、毎月、金融機関で保険料を納付していたにもかかわらず、年金記録では、昭和61年4月以後の保険料を納付した記録となっており、請求期間の納付記録がない。

国民年金に加入したことに伴う年金手帳は交付されていないが、納付書は毎年送付されており、請求期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、現在の住所に転居する以前のA市B区に住んでいた昭和56年4月から国民年金保険料の納付書が送付され、翌年の昭和57年4月以後の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、A市C区において、昭和61年6月頃に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る事務手続はこの頃に行われたと考えられる。

また、請求者は、請求期間当時、国民年金に加入したことに伴って交付されるべき年金手帳が交付された記憶がないと述べている上、A市は、国民年金手帳記号番号が払い出されていない者に対し、国民年金保険料の納付書を作成し、送付することは不可能であると回答している。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年6月の時点では、請求期間のうち昭和57年4月から昭和59年3月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、また、請求期間のうち昭和59年4月から昭和61年3月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付した記憶はないとしている。

加えて、請求者は、請求期間当時における国民年金保険料の納付状況について、送付された納付書により、毎月、金融機関で納付しており、3か月毎の納付であった記憶はない旨を述べ

ているが、A市においては、昭和60年3月以前の保険料について、3か月毎に納付する様式の納付書が用いられており、昭和60年4月の保険料から毎月納付する様式の納付書が採用されていることから、請求者の述べている状況とは符合しない。

その上、A市が毎年度作成していた国民年金被保険者名簿を確認したものの、請求者については、請求期間に係る同名簿が作成されておらず、昭和61年度に初めて作成されていることが確認できる上、同じくA市が作成した請求者に係る国民年金過年度納付記録簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料を納付した記録はない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900029号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年5月6日から同年12月28日まで
請求期間は、A事業所で季節雇用の作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所で季節雇用の作業員として勤務していたのは一度だけであると陳述しているところ、雇用保険の被保険者記録、A事業所から提出された雇用保険資格取得台帳及び事業主の回答から判断すると、請求者は、昭和55年4月14日から同年11月11日までの期間において、季節雇用の作業員として同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、請求者の厚生年金保険の届出及び同保険料の控除について、資料がないため不明であると回答していることから、請求者の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、昭和58年から当該事業所で勤務していたとする者は、「私は入社当時、社会保険の事務を担当していた。当時、季節雇用の作業員については、日雇健康保険に加入させ、厚生年金保険には加入させていない者がいた。厚生年金保険に加入させていない者の給与から同保険料は控除していない。また、季節雇用の作業員を全員、厚生年金保険に加入させるようになったのは、昭和59年又は昭和60年頃からである。」と陳述している。

さらに、請求者が当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、このうち一人は、昭和55年当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるが、他の一人は、昭和60年に初めて当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、上述の雇用保険資格取得台帳において、請求者の前後に氏名が記載されている15人のうち14人は、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者が勤務していたと考えられる昭和55年当時、厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できないことから、当該事業所では、必ずしも季節雇用の作業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかった状況がうかがえる。

加えて、請求者が名前を挙げた同僚二人のほか、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間及びその前後の期間における厚生年金保険の加入状況から季節雇用であったと考えら

れる者のうち、生存及び所在が確認できた 24 人に照会し、7 人から回答が得られたものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900035号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900014号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年から昭和60年まで
② 昭和55年から昭和60年まで

請求期間①のうち何年かについて、C市内にあったA事業所の支店にアルバイト・パートで店員として勤務していた。また、請求期間②のうち何年かについて、C市内にあったB事業所の本店とD支店にアルバイト・パートで店員として勤務していたが、年金記録では、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録がない。

給与明細書等の資料はないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当該事業所は、請求者の勤務期間、雇用形態、給与支給額及び厚生年金保険料控除について確認できる資料は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係るオンライン記録によると、請求者が氏名を挙げた同職種の同僚が、請求期間①について厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない上、同記録により、請求者が姓を挙げた同僚二人と同姓同年代かつ同性で、請求期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人のうち、生存及び所在が確認できた一人に照会したが、請求者と一緒に勤務したことはないと回答している。

さらに、オンライン記録により、請求期間①中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、請求者と同年代の女性で、かつ、生存及び所在が確認できた15人に照会し9人から回答を得られたが、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、当該事業所は、オンライン記録によると、請求期間①についてE厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、企業年金連合会は、請求者の厚生年金基金に係る加

入記録は確認できない旨回答している。

その上、請求期間①について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 請求期間②について、複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成16年6月30日に解散し、平成18年6月16日に清算終了していることが確認できる上、請求期間②当時の代表取締役及び代表清算人は、いずれも当時の資料がなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が氏名を挙げた同僚は、請求者を知らないと回答している上、当該事業所に係るオンライン記録により、請求者が姓を挙げた同僚4人と同姓同年代かつ同性で、請求期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し2人から回答を得られたが、このうち一人は、請求者を知らないとしており、別の一人は、「当該事業所で請求者と一緒に勤務していたが、請求者の勤務期間については覚えていない。請求者はアルバイト・パートであり、1日の勤務時間は短かったと記憶している。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録により、請求期間②中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、請求者と同年代の女性で、かつ、生存及び所在が確認できた14人に照会し10人から回答を得られたところ、このうち一人は、「私は当該事業所に昭和54年4月頃からパートで店員として勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは、入社から1年半以上経過した昭和55年12月からである。厚生年金保険に加入するまでの勤務期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述しており、当該事業所に係るオンライン記録によると、同人は昭和55年12月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、回答を得られた上記10人のうち別の一人は、「私は当該事業所に昭和54年5月からアルバイトで店員として勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは、正社員になった昭和55年5月からである。正社員になるまでは厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述しており、当該事業所に係るオンライン記録によると、同人は昭和55年5月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる上、同人から提出された当該事業所に係る給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されているのは昭和55年5月支給分の給与からであり、昭和55年4月支給分以前の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

以上のことを踏まえると、当該事業所では、請求期間②当時、必ずしもアルバイト・パートの全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所は、オンライン記録によると、請求期間②についてF厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、企業年金連合会は、請求者の厚生年金基金に係る加入記録は確認できない旨回答している。

その上、請求期間②について、請求者の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 オンライン記録によると、請求者は、請求期間①及び②について国民年金に加入しており、

国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。